

令和 8 年度第 46 回鈴鹿市こども・子育て会議

開催日時	令和 8 年 5 月 26 日（火）13：15 ～ 14：00
場所	鈴鹿市役所 5 階 502・503 会議室
出席委員	上田 ゆかり、柴田 丈夫、井ノ口 智士、南 小百合、藤井 さゆり、 小野寺 真志、東 亜希子、近藤 真奈美、磯部 俊秀、石井 恵理、 辰岡 裕香、田上 緑、大西 伸幸、吉田 崇秀、植村 美奈子
事務局等	こども政策部長（伊川）、こども政策部次長（善福）、こども政策課長（中上）、こども政策課総務 GL（中村）、こども政策課総務 G（岩崎、笠井）、こども政策課こども福祉 GL（水本）、こども育成課長（中村）、こども育成課保育幼稚園 GL（柴原）、こども育成課管理 GL（渡邊）、こども家庭支援課長（堀内）、こども家庭支援課発達支援 GL（中村）、こども家庭支援課教育相談 GL（魚見）、こども保健課長（清水）、こども保健課母子保健 GL（中井）、人権政策課長（平塚）、人権政策課管理調整 GL（中村）、文化振興課長（岡村）、文化振興課生涯学習 GL（漆原）、教育指導課研究 GL（植村）
傍聴者	2 人
資料	(1)事項書 (2)資料 1・2・3・4・5・6 (3)委員名簿 (4)事務局名簿 (5)配席表

事務局 (総務 GL)	事項 1 開会 事務局挨拶（司会進行） 委員の出席状況（出席者 15 名 欠席者 5 名）の確認。 傍聴人数（2 名）の確認。 子育て会議条例第 5 条第 2 項の規定により、会議の成立を確認
事務局 (こども政策部長)	総合計画 2031 の初年度となる令和 6 年度の本会議においては、鈴鹿市こども条例の制定や第 3 期子ども・子育て支援事業計画の策定、保育所・幼稚園施設整備に関する基本方針の改定など、本市の施策の土台となる重要な事項について審議をいただいた。 これを受け、昨年度は、こども条例の施行後、各種イベントや学校での出前授業等の取組などを通じて、市民の皆様への周知啓発に努め、各計画・方針の公表とともに、各種施策に取り組んだ。 引き続き、未来を担う本市のこどもたちの権利が最大限に尊重され、全てのこどもが健やかに育つことができるまちの実現に向け、こども政策の充実を推進していきたいと考えている。

	具体的には、「こども誰でも通園制度」については、本市においても、事業者の皆様の協力を得て本年4月から事業を開始したところである。 実施に当たっては、運用状況を丁寧に確認しながら、子育て支援に取り組んでいく。 このように、こども施策については、計画策定から制度の構築、そして実施・運用へと、本会議での意見を踏まえ段階的に取組を進めてきており、委員の皆様の理解と協力に改めて感謝申し上げる。 最後に、本市としては、委員の皆様をはじめ関係者の皆様と連携を図りながら、安心して子育てができる環境づくりに取り組んでいくため、一層の支援をお願いし、開催に当たっての挨拶とさせていただきます。
事務局 (総務 GL)	委員の皆様方には、本年2月13日から令和11年2月12日までの3年間を任期として「こども・子育て会議委員」を委嘱させていただく。 年度替わりの異動等に伴い、前回の会議開催時の委員から7名の交代及び1名の増員があった。鈴鹿市放課後子ども教室の磯部委員については、令和6年4月1日から3年間の任期となっている。 本日は今年度第1回目の会議となることから、所属と名前のみで良いため、委員の皆様から一人ずつ自己紹介を賜りたい。上田委員から時計回りで、順次お願いする。
	(順次、自己紹介)
事務局 (総務 GL)	本日欠席の方の所属と名前紹介 事務局についても、人事異動により変更があるため、事務局名簿で確認をお願いする。 現委員での新たな任期となることから、議事に先立ち、会長、副会長の選出をお願いする。鈴鹿市こども・子育て会議条例第4条の規定により、会長、副会長各1名を置き、委員の互選により定めることとなっているため皆様をお願いする。
小野寺委員	学識が大変豊富で、これまでの経緯を知っているため、会長に鈴鹿大学教授の上田先生。万全のサポートをいただければということで、副会長に鈴鹿市医師会理事の柴田先生をお願いしてはどうか。
事務局 (総務 GL)	会長に上田ゆかり委員、副会長に柴田丈夫委員の提案があったがいかがか。
各委員	異議なし。
事務局 (総務 GL)	事項2 議事 【資料1】「第3期子ども・子育て支援事業計画における令和7年度鈴鹿市こども・子育て支援施策の実施状況について（点検・評価）」

	に基づき説明
上田会長	事務局からの説明は「B 評価」以下のみだが、「A 評価」を含めた全ての事業について意見を願う。
藤井委員	P7「地域子育て支援拠点事業」で、子育てサロンやすくすく広場は入っていないのか。
事務局 (こども政策課長)	国の財源を使って実施している事業のため、サロン等の自主的な活動、社協の補助金や赤い羽根共同募金の財源を使っている事業については入っていない。
井ノ口委員	P10「ファミリー・サポート・センター事業」で、実績内訳の「7 その他」の件数が多すぎるが、具体的な利用実績の内容を知りたい。
事務局 (こども政策課長)	習い事の送迎、保育所が終わってからの預かり、休職期間中や求職活動中の預かり、緊急的なサポート等を把握している。細かいものが積み重なり、大きな数字になっている。
南委員	P16「子育て世帯訪問支援事業」で、「家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て世帯や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の」と位置付けられているが、ヤングケアラーの対象は誰か。対象者をどのように探り当てていくのか。
事務局 (こども家庭支援課長)	今年度の対象は、こども家庭支援課家庭支援グループが、家事や子育てに対して支援をしている家庭、虐待等で一時保護された家庭の相談を受けているところとする。 こども家庭支援課で支援に入る家庭を決定し、事業者・こども家庭支援課職員・被支援家庭の 3 者でサポートプランを作成し、今後、支援を進めていく予定である。
近藤委員	P10「ファミリー・サポート・センター事業」の中で、R7 実績内訳の「3 放課後児童クラブ終了後のこどもの預かり」、「4 学校の放課後のこどもの預かり」を合わせて 94 件ある。認可外の愛和保育園で 40 人ほど預かっていると聞いた。認可学童でもやり繰りが大変で、常時利用者をスポット利用者に切り替えて新入生を入れたと聞いている。 放課後児童クラブの数が足りていないように感じるが、足りていないのに「A 評価」はどうなのか。
事務局 (こども政策課長)	申込の前年に入学予定の年長児（5 歳児）家庭に放課後児童クラブ利用状況のアンケートを取っており、その結果で利用希望人数を把握している。 地域間でのニーズに差があり、人口密度が低い地域では定員に余裕

	があるが、高い地域では定員を超えるところもある。20人以上超過するところは定員の調整、それができない場合は増設も考えていく。地域内の放課後児童クラブの方々と調整しながらすべての児童を受け入れることを考えている。 令和7年度の待機児童はゼロとなっている。申込時点で希望のところに入れない場合、別のところを紹介したり、違う方法で居場所を見つけてもらったりすることで待機に至らずに済んだという結果のため、評価をAとしている。
事務局 (こども育成課長)	事項3 議事 【資料2】乳児等通園支援事業（認可及び確認に係る意見聴取） 【資料3】乳児等通園支援事業 事業実施計画書の審査結果（5月19日時点） 【資料4】乳児等通園支援事業実施計画書（一般型用）に基づき説明
柴田委員	3施設が手を挙げたということだが、利用までの流れについて、申込方法や面談など。
事務局 (こども育成課長)	①保護者が鈴鹿市に認定の申請をする。 ②申請を確認後、こども育成課で審査する。 ③国のシステム上で発行される「認定書」をウェブ上で保護者に確認してもらう。 ④実施している園、希望の園に保護者が事前面談を予約する。 ⑤面談後、保護者が国のシステムを使用し、空き日時を確認し、予約する。 ⑥当日登園する。
柴田委員	保護者がこどもを連れて園に面談に行くということか。
事務局 (こども育成課長)	基本的には面談は園で行い、直接話を聞かせてもらう。
柴田委員	面談時に転んでケガをした、骨折した等の不慮の事故があった場合、責任を取るのは園か市か。
事務局 (こども育成課長)	基本的には事業実施のところになるため、園が入っている保険等を利用してもらう。
柴田委員	園中心でやってもらえばいいということか。

事務局 (こども育成課長)	はい。
近藤委員	以前の会議で 10 園希望が出ていたが、その 10 園は 4 月から実施しているのか。
事務局 (こども育成課長)	当初 10 園の予定が、9 園（公立 1 園、私立 8 園）の実施となった。実績が出ている 4 月については、6 園で実施済み。実施とは、予約が入り通園があったということ。延べ人数「一般型」31 人、「余裕活用型」10 人 国のシステムが毎月 16 日に反映されるため、5 月分はまだ把握できない。
上田会長	始まったばかりの制度のため、今後も報告をもらいながら進めていってほしい。
事務局 (こども育成課長)	事項 4 議事 【資料 5】令和 8 年度鈴鹿市保育施設整備計画 【資料 6】利用定員の設定変更について に基づき説明。
上田会長	意見がないようなので、以上とし、本件については、承認とさせていただきます。
事務局 (こども政策課長)	事項 5 報告事項 「放課後児童クラブについて」説明
上田会長	事項 6 その他 意見があれば。
柴田委員	当院に来院した患者の話になるが、共働き夫婦で、上の子が鈴鹿市の保育所に通っており、下の子が生まれ、保育所を探したが見つからず、津に転居した。鈴鹿市は何もしてくれなかったとのこと。このような事例はあるのか。
事務局 (こども育成課長)	鈴鹿市内のお子様が保育所に入るのは鈴鹿市の保育所が基本。毎月 1 日入所が可能であり、空きがあれば入所できる。上の子が入所している園に希望すれば加点もあり、他の方より入りやすい。 審査をする中で、色々話は聞かせてもらいながら提案している。こちらできちんと対応しているつもり。
柴田委員	鈴鹿市の子育て支援は、ほかと比較しても引けを取らない充実したもの

	のだと思っているため、こういう家族がいらっしゃると答えようがない。このような事例で転居し、鈴鹿市にいとなくなると大きな損失になる。
事務局 (こども育成課長)	例えば、住所は津市だが、両親の就労先が鈴鹿市のため津市の保育所ではお迎えが間に合わないということがあれば、広域入所で鈴鹿市の保育所への申込ができる。
柴田委員	その家族は、父は津市、母は鈴鹿市で就労しているよう。
事務局 (こども育成課長)	条件が合えば、津市に住所があっても鈴鹿市の保育所に申し込むことができる。こども育成課に相談してくれば、色々な案内をし、選択してもらえる。 年度途中だと定員がいっぱいで希望の保育所が空いていないこともある。その時期だったのかも。
柴田委員	よくある話ではないということか。
事務局 (こども育成課長)	鈴鹿市の保育所に入れないから市外に転居するという話はあまりないと思う。
事務局 (総務 GL)	次回の会議開催予定について、秋ごろの開催を予定している。詳細や日時が決定すれば、改めて文書で案内する。
事務局 (こども政策課長)	閉会のあいさつ(第46回鈴鹿市こども・子育て会議)